

令和2年3月10日

第182号

NJ素流協 News

令和2年3月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

ノースジャパン素材流通協同組合林業講演会

「伐採・搬出・再造林ガイドライン サミット in いわて2020」

NJ素流協は2月14日、盛岡市に

おいて、「伐採・搬出・再造林ガイドラインサミット in いわて2020」と題して林業講演会を開催した。当組合員のほか、企業や国、自治体の関係者等約250名が聴講した。

冒頭、鈴木信哉理事長は、「戦後を振り返ると、国産材時代から外材丸太全盛時代、外材の製品輸入全盛時代、そして今、国産材の復活へと時代が流れてきた。こうした中でこれから大きな課題となるのが、最低限の守るべきルールを確立していくことと、最も望ましい見本となる事業体の姿を普及していかねければならないことだ。九州の鹿児島から『伐採・搬出・再造林ガイドラインサミット』を受け継いで、本日岩手で開催するが、この活動が全国に広がることを期待したい」と挨拶した。講演と事例報告の要旨は次のとお

【基調講演】

「循環型森林育成と安定的な木材供給」

（株）伊万里木材市場

代表取締役 林 雅文氏



（株）伊万里木材市場 林社長

1. (株)伊万里木材市場の概要

当社の設立は昭和35年、炭鉱の中で柱などに使用する坑木を扱う市場として開業し、その後建築用原木、加えて製品を扱う市場へと、今の形になっていった。従業員は現在100名前後で推移している。

年間の木材取扱数量は、バイオマスを含め、60万1千m³と、今年初め

て60万m³を超えた。今も市売りは行なっているが、昨年実績は約1万4千m³と、取扱いは数量は少なくなってきた。

佐賀県伊万里市の本社には中国木材(株)伊万里事業所があり、国産集成材生産コンビナートを形成している。そのほか、福岡県の福岡営業所・糸島事業所、大分営業所、鹿児島県の南九州営業所と、九州で5つの営業所を展開している。

主な事業内容は森林整備事業、素材生産事業、原木安定供給販売事業、市売り・プレカット事業、コンビナート・サプライチェーン事業、バイオマス燃料事業の6つで、取扱量のうち、約45万m³が原木安定供給販売事業、すなわちシステム販売事業で、残り約15万m³(1トン≒1.1m³)がバイオマス事業である。

2. 森林整備事業(再造林事業)

本日の私のテーマである森林整備事業は、平成18年、大分営業所を開設して積極的に取り組み始めた。そのきっかけは地域の住人の方に、「あなた方が毎日毎日山から木を運んで

いくから、どんどん禿山になっていく」と言われたことだった。このまま本場にこういうイメージが社会や地域の人たちに染み込んでしまったら、禿山にしている木材製品を一体誰が買ってくれるのだろうか、という非常に怖い気持ちになった。そこで皆さんに分かってもらうためにはまず実践しようと、再造林事業を始めた。

当社の再造林事業は、植付けが困難な森林所有者に対して、立木購入の際に森林整備事業を提案して協定を結び、伐採から植林、下刈を行って、5年後に健全に育成した森林をお返しするというものだ。再造林・育林補助金の不足分は当社で負担するので、所有者さんから好評を頂いている。10年間の再造林面積は約600haで、大分県を中心に、本社、鹿児島で取り組んでおり、今後も増やしていく考えである。

3. 森林整備事業（長期山づくり経営委託事業）

森林整備事業のうち、もう一つの長期山づくり経営委託事業は最近取

り組み始めたものだ。森林信託契約、いわゆる民事信託で、45年間の長期契約を組み合わせている。高齢化等で林業の継続が不可能な森林所有者に代わって、森林所有者とご家族の代表とで信託契約を締結してもらい、将来所有者が亡くなっても、信託契約に基づいて所有者の意向に沿った事業を行い、森林財産を次世代へ継承するということで取り組んでいる。



全国から約250名の聴講者が参集

なぜこのような事業に取り組んだかという点、先に説明した再造林事業では、下刈を5年間して所有者に返すのだが、多くの所有者から「この後に除伐や間伐など色々な施業が

あり、もう自分は高齢でなかなか山仕事もできないし後継者もない」ということで、「伊万里さん何とかやってくれないか」との話が出てきた。当社の森林整備はもともと立木を購入させてもらうことで事業として成り立つのであって、伐った後ではなかなか難しい。検討したところ、民事信託を使って取り組んだら可能ではないかということになった。所有者と将来にわたる施業について協議を行い、45年間の長期森林経営委託契約を結び、また木材の伐採生産期間においては、木材代金や補助金を原資として、経費を差し引いた金額を契約者に支払う。45年間の中で伐採は間伐を1回以上3回程度まで実施し、その後皆伐・再造林を行う。育林期間中は、枝打ち、除伐、切捨て間伐等育林作業を行う。また定期的に契約森林の見回りや報告なども行う。

これまでの当事業の実績は、森林信託契約を結んだのが約340haで、そのうち経営委託を結んでいるのが160haである。今後の取組みとし

ては、意欲と能力のある民間事業体として、再造林請負事業や、長期山づくり経営委託事業を活用して、積極的に森林経営管理制度に参加していこうと考えている。

4. 苗木生産事業

最後にお話する苗木の生産事業は、ある意味ロマンというか、森林整備に携わる者としての、苗木から生産をしたいという思いである。自分たちが施業をした山から挿し穂を採ってきて、それを育てて森づくりを進めたいという考えがずっとあった。平成27年頃から生産を始めて、実際数量は多くないが、まず路地苗、最近ではコンテナ苗も作るようになった。苗木生産は非常に難しく、簡単な事業ではないことは分かっているが、苗木作りにも取り組むことで、森林整備全体を会社の事業として行っていきたいと思っている。

5. 終わりに

当社は木材流通業として、お客様へ木材を長期にわたり安定的に供給することが使命だ。木材を大量に供

給する者の責任として、循環型森林の育成に力を注ぎ、将来にわたりお客様が安心して木材を使える環境を守っていかねばならない。自らが率先して森林整備事業に取り組みながら、木材流通業としての使命を果たしていく所存だ。

【事例報告】

1. 「伐採・搬出・再造林ガイドラインと普及のためのCRL認証制度について」 鹿児島県素材生産事業連絡協議会 事業部長 神園 博氏

鹿児島県ではバイオマス発電や輸出により木材需要が高まる中で主伐が進んだが、大規模伐採現場で地域への環境被害が発生したり、一方で再造林が進まないなど、持続的な林業経営に対して危機感が持たれるようになった。県内の森林組合、林業事業体、県、鹿児島大学の代表により協議会を組織し、伐採・搬出ガイドラインで10年の経験がある宮崎県を参考に、平成28年、鹿児島県の実情に合わせて、再造林にも重きを置いた新しいガイドラインを策定し

た。さらに、その実効性を高めて「命を吹き込む」ため、素材生産事業者に「星」を付与するCRL認証制度（責任ある素材生産事業体認証制度）を立ち上げた。一つ星の獲得を「意欲と能力のある林業事業者」の認定要件として定めるほか、二つ星の取得には第三者委員会の現場審査を設けるなど、プロ同士が切磋琢磨する機会となるよう工夫している。今後は全国協議会を発足させ、全国各地でガイドライン普及を呼びかけていきたい。

2. 「皆伐・再造林推進プロジェクトと今後の課題・展望」 栃木県森林組合連合会 代表理事長 江連 比出市氏

栃木県では従来から間伐中心の施業を続けており、優良材の供給で高い評価を得てきた。一方で皆伐が少なく、近年の大口需要に対する安定供給体制の構築に苦心してきた。そのような中、平成23年から産官連携のもと、皆伐・再造林推進プロジェクトを開始した。ステップ1では森林所有者、森林組合、製材業者の三

者協定による生産経費の支援、ステップ2では皆伐の有効性を検証する現地試験と造林事業への補助上乘せ（県単独事業）、ステップ3では平成30年から県民税事業の第二期として、植林から下刈りまでの初期施業に対する支援の強化を行った。そこで私がいつも言うのは、「サンタクロースだけではダメ」（ただ補助金を出すだけではダメ）、やる気のある者が「あしながおじさん」になってやらなければならぬ。私が組合長を務めるたかはら森林組合では、集約化した施業地でモザイク皆伐の実証を行なった。また皆伐に伴う造林・保育経費の不安を解消するため、買取林産を始めた。この方式で、森林所有者から立木を買い取って代金を精算計画的な伐採・植栽を実施し、その後5年間の下刈と獣害対策を森林組合の経費負担で行う取組みを進めてきた。技能職員不足の解消には、森林組合員から保育の担い手を募り、実績を上げた。今後ともこれまで以上に取組みを進めていきたいと思っている。

3. 「青森県における再造林推進の取

組み」 青森県農林水産部林政課 課長代理 及川 正顕氏

青森県では平成27年大型のLVL工場が創業するなどして、素材生産量は100万m³まで回復したが、山元立木価格は昭和55年をピークとして下がり続け、低値安定を継続している。これが再造林の再投資が進まない一つの要因であり、再造林の低コスト化に取り組む必要がある。再造林率は現在25%程度で、県としては施策の中で、令和5年までに再造林率を40%へ引き上げること、コンテナ苗の生産量を増やすなどの目標を掲げている。森林所有者支援による経営意欲の向上のため、岩手県の例にならない、青い森づくり推進基金を設立、今年度から森林所有者に対する伐採後の植栽と下刈の助成を開始した。林業事業者の育成としては、先導的林業事業者の名称のもと、研修と実践の両面から支援を行うこととしている。本日の基調講演や事例報告を聞いて、青森県版の伐採搬出再造林ガイドライン作成の必要性を強く感じている。

4. 「秋田スギ流通システムと再造

林」 秋田県素材生産流通協同組合 専務理事 松橋 和夫氏

当組合では新時代を見据えた秋田スギの流通システム構築事業ということで、木材クラウド開発支援事業に取り組んでいる。クラウド上で素材生産者と木材加工業者の流通のマッチングを図る目的で、山林や素材生産の情報を入力するなど、現在作成中である。県内需要を優先とした取引、県内需給バランスの確保、流通コストの低減ということで、最終的には森林所有者へ利益の還元をしたい。さらにこれを合法木材証明の連鎖に活用して、伐採搬出再造林ガイドラインと行動規範の作成につなげていきたい。

5. 「岩手県森林再生機構の取組みについて」 岩手県森林組合連合会

代表理事専務 澤口 良喜氏

岩手県森林再生機構は平成29年6月、県内の林業・木材産業8団体で設立、岩手県森連が事務局となっている。県産材の生産と流通加工事業に関わる団体や企業から協力を募つ

て基金を造成し、これを原資として

再造林を行う森林所有者の支援を行うもので、具体的には原木の出荷者から1㎡当たり20円、原木市場・流通業者から同じく1㎡20円、さらに、

加工工場等原木の購入者から1㎡当たり10円を徴収する。トータルすると、1㎡の丸太が動く50円の協力が集まることになる。平成30年度の協力金徴収実績は、協力者数211人、協力金と寄附金の合計が2972万円となっている。一方、助成金交付実績は対象面積117ha、事業費1億2000万円、うち自己負担額1200万円、これに対して助成金が760万円余りであった。頂いた協力金は全額交付するのが本筋であり、森林所有者に対するPR活動が十分でなかったことが反省点としてある。さらに助成対象条件となっている低密度植栽、コンテナ苗の使用、伐採・地拵え・造林までの一貫作業等について、造林事業者に対する周知が徹底しなかったことも反省点である。今後はさらに制度の周知に努め、助成条件の見直し等を

進めるとともに、素材生産業者と森林組合との連携を強化しながら事業を推進していきたい。

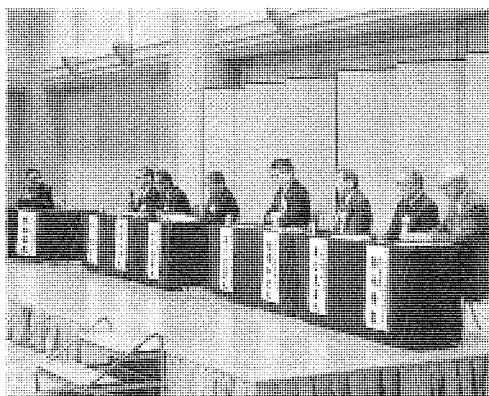
6. 「ノースジャパン素材流通協同組合における合法木材流通と再造林推進への取組み」 ノースジャパン素材流通協同組合 経営企画管理部 部長 駒木 貴彰

当組合は合法木材及び発電用バイオマスの証明に関わる事業者認定と取扱う素材すべての証明を行っている。素材取扱量や組合員数がどのように増加しようとも、合法木材とバイオマス証明のチェックについては、需要者の信頼を失わないよう確実に行う責務を負っており、組合員から提出される証明根拠書類を確認し、特にバイオマス材については全て土場へ出向いて材の確認を行っている。ガイドラインの作成に関しては、宮崎県のガイドラインを手本として、平成29年3月当組合の皆伐施業ガイドラインを策定、また2年後には行動規範を策定した。現在はこれに地域に即した見直しを加え、伐採搬出再造林ガイドラインへと内容を充実

させることとし、さらに責任ある素材生産事業者認証の取組みを行うこととしている。今日お集まりの皆様には引き続きご指導賜りたい。

* * *

この後引き続き、7名の講演者と鈴木理事長が参加してパネルディスカッションを行った。素材生産事業者、森林組合、行政が連携し、森林所有者との関わりを強める重要性がクローズアップされた。



講演者全員によるパネルディスカッション

最後に当組合高橋常務理事が、ガイドラインの策定と広報普及、CR L認証制度の導入、先進地域との交流への取組みを「盛岡宣言」として読み上げ、講演会を終了した。

トピックス

「クリーンウッド セミナー」出席

令和2年1月29日(水)、岩手県木材産業協同組合主催の「クリーンウッドセミナー」が開催されましたので報告いたします。

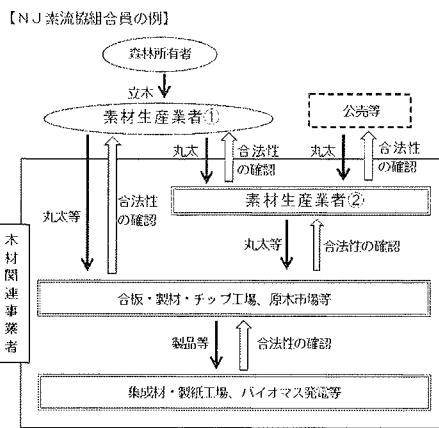
平成29年5月に施行されたクリーンウッド法では、流通・利用する合法伐採木材を増やすことで違法伐採を減らすことをねらいとしており、木材等の製造、加工、輸入、輸出または販売(消費者に対する販売を除く)を行う事業者(法では「木材関連事業者」と呼ぶ)は、取り扱う木材等の合法性を確認することが義務付けられています。

組合員の皆様に改めて注意いただきたい事項は次のとおりです。

◆木材関連事業者が行う合法性の確認には、従来の林野庁ガイドラインに基づく認定事業者が行う証明も活用できることとなっているため、今後従来からの証明事務に取り組んでい

ただくようお願いいたします。

◆図のように、所有者から購入した立木を伐採する素材生産業者①は「木材関連事業者」から外れていますが、他者が伐採・造材した丸太や公売等において丸太を購入する場合は素材生産業者②となり、合法性確認の義務が生じますのでご注意ください。



組合員の皆様には以上の点に留意

いただき、「合法認定事業者」として、引き続き、取り扱う木材等の伐採根拠書類の入手および管理、また納品書や契約書への認定番号および「合法木材である」旨の記載をお願いいたします。

お知らせ

いわて林業アカデミー就業 体験研修協力をお願い

就業体験研修は、アカデミーの研修生が就業先候補として考える林業事業体を選択して数日間の就業体験を行うもので、事業体と研修生両者の意向が合致すれば、アカデミー研修終了の翌年度から雇用できます。令和3年の4月からアカデミー研修生を採用する意向があり、研修生の就業体験にご協力いただける組合員の方は、NJ素流協・経営企画管理部(野田)まで随時ご連絡ください。令和2年度の研修期間は下記の通り3期に分かれています。複数期の受け入れも可能です。

【研修期間】

- ①夏期 7月15日(水)～17日(金) 3日間
- ②秋期 10月12日(月)～23日(金) 10日間
- ③冬期 11月30日(月)～12月11日(金) 10日間

「災害時における応急対策業務 に関する協定」への協力をお願い (岩手県内の組合員の皆様)

当組合では平成31年3月、災害発生時に我々の得意分野で災害応急対策業務に協力する「災害時における応急対策業務に関する協定」を岩手県知事と締結しました。令和2年度の協力者名簿作成のため、岩手県内の組合員の皆様に3月4日、意向調査票をお送りしました。本協定の趣旨をご理解の上、多くの皆様のご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスへの対応

感染が拡大基調にある中で、当組合の日常業務に大きな影響は出ていません。ただ、取引先の木材加工工場では、原木運搬トラックのドライバーにマスクの着用と、事務所に入出入りする際に消毒液での殺菌を求めるところもあります。トラック運搬に限らず、感染予防対策として同様の対応が求められることが考えられますので、組合員の皆様には感染予防にご留意ください。

ちよつと気になる木の話

44

思い出に残る山林

北海道から九州まで、様々な山林を伐採してきた中で、思い出に残る山林を紹介してみたい。

最初は、巨大な材積を誇るスギの人工林である。何と1万石/1haの山である。収穫調査の段階で、総て胸高直径60cm上で、樹高平均45mはあり、等間隔で立っているため林床は京都の苔寺の様相を呈していた。集材機での搬出だったが、当然重くて一本丸ごと吊れず、半幹にして搬出した。当時は34cm上は割角用として3mに採材していたが、この材は6玉まで通直無節であった。3m×6玉//18mなので、18mまでこの形状だったことになる。そのため山の中で玉切りする必要があるが、荷下ろし土場ではただ3mに玉切りするだけなので、こちらの仕事は暇で仕方なかった。人員のバランスが悪いと言えようであるが…。運材トラックはこの丸太を3本積むと満杯だったが、毎日10台は確実に出荷

されたものである。余談だが、この時、

山のある作業員の息子さんが運材トラック会社の社員であり、その作業員は、夕方定時に現れる息子さんのために「仕方ないなくもう一回出すか」と言っていた。絶妙な配車計画である。

ちなみにこの林分は明治時代の植栽で、完全枝打ち済みであった。

次は、スギタマバエの被害林の伐採である。当然のことながら、スギはブカブカで全く用材にはならなかった。しかし、林分全体の半分は広葉樹であり、こちらも集材機での架線集材であったが、再び積み込む先山で半幹にせざるを得ないほど重量があった。集材機の巻取りワイヤーが滑ってうなりを上げていたものである。主な樹種は、イスノキ、タブノキ、カシ類であり、首里城で話題のイヌマキ、イチイガシも出材された。あまりに良質の広葉樹なので、越県して宮崎南部地域の原木市場に大量に出品した。ところが、地元にあったチップ工場から上司に苦情が来て、チップ用材が今までと違い軽

くて商売にならないと言う。よく聞くと、入荷した材はそのままチップにするのではなく、選別して良材を原木市場へ販売していた。しかし今回良材を県外へ出したためそのメリットがないうということだった。これは現在にもつながる話であり、山元への利益還元において注意すべき点である。

3番目は、富士山麓での、台風による大風倒木処理である。観光レストハウスからの苦情により、台風から3日に現地に入り、その場で優良木林分は請負生産することにした。風倒の場合、幹折れはダメだが、根返りは大丈夫である。富士山麓のため、火山灰地で全て根返りだったが、傾いただけの立木もあり、早く根を伐り離さないと水分を吸ってアテができてしまう。そのため、調査を行わず、出石精算方式を採用した。伐採玉切りの単価だけ決めて、出た量で掛け算して精算する方式である。風倒木ではあるが安値で買われるといけないので、他県の原木市場に出し、適正な単価で販売できた。この時の立木販売案件は、何と遠く北海道から素材生産業者が来て作業を

していたと記憶している。現場の傾斜が緩く、初めてハーベスタ作業の有利性がわかった事例である。

最後に、後に知ったことだがケヤキ3本だけの入札が行われたという。何と立木で百万円/m超えである。買ったのは誰かと思ったら、地元のスギ専門の製材工場である。そんなはずはないと詳しく話を聞くと、中京の銘木業者が実質の買い手だった。そもそも、こんな銘木なら自ら伐採して丸太で売ればよかつたのにと思ったが、その場所では請負生産ができない制度で、かつスギ以外は木でないと思い込んでいた節がある。今でも、スギ以外は木でないと思っている地域もあり、それは現在にも脈々と受け継がれている。他にも、100年生のスギの山を全て5m材にして需要のある新潟で売ったり、山土場を作るため、そこに生えていたハンノキの純林を別桧にしていたハンノキの純林を別桧にしていたりとか、思い出は尽きない。ちなみに前述の案件は、宮崎県、鹿児島県、静岡県、山形県の順である。案件に関連し現存する会社もあるので、話はこれくらいに…。

令和元年2月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	12,219	90.7	109.9	15,704	154.5	193.1	27,923	118.1	145.0
カラマツ	2,924	113.8	67.6	166	264.7	89.4	3,090	117.4	68.5
アカマツ	2,828	78.2	94.6	2,136	149.0	89.3	4,964	98.3	92.3
その他	0	*	*	574	108.7	304.5	574	108.7	304.5
合計	17,971	91.4	97.5	18,580	152.4	170.5	36,551	114.8	124.6

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	4,534	80.9	110.5
カラマツ	2,595	98.5	147.8
アカマツ	3,425	124.6	140.7
その他	0	*	*
合計	10,554	96.1	127.3

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m ³)	製材・集成材・その他用 (m ³)	計 (m ³)	燃料用 (t)
スギ	121,538	167,465	289,003	60,845
カラマツ	43,422	2,459	45,881	36,285
アカマツ	31,903	11,870	43,773	20,645
その他	21	7,044	7,064	1,214
合計	196,883	188,838	385,721	118,987
目標達成率 (%)	87.5	114.4	98.9	91.5
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

注)*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和元年2月の需給動向】

- スギ原木の出材は特に順調。供給過多状況により一部の工場で受入制限が始まる。
- カラマツ原木は前年より引き合いが弱く出材が減少。他樹種の伐採へシフト傾向。
- アカマツ原木の出材も順調。合板用、集成材用の引き合いは依然強く不足状況。

耳からウロコ

山にまつわる言葉から
 「知ってこそで知らないネター」

受験シーズンである。試験日直前に「山をはる」「山をかける」「山があたり」と言うことがあるが、それらの言葉の意味は何だろうか？例えは「山があたり」は、「万一の幸福を狙って行ったことが成功する」の意味だと思いがちだが、本来は「鉱物を掘り当てる」「山のすべてを知る」の意味が主体である。そのため、「山をかける」ことは、山に関する知識を元に計算が働くことを意味し、「一か八か掛ける」の二者択一の掛けとは全く違う言葉である。適当に「山をかける」では試験には役立たない。

の意味が中心だと考えるが…。山師の意味が変わったのだろうか？
 山と関係ないのは「山かけご飯」である。この山は山芋のことで「山をかける」とは全く違う。

さらに柚人という言葉がある。「きこり」と同じ？そもそも柚とは「木を植えて材木をとる山」の意味である。とすると、柚人は「人工林を伐採する人」となり、天然林を伐る人は柚人ではなくなってしまう。でも、実際には天然林施業もあり、薪炭林等は柚人の仕事かもしれない。

終わりに、山の神である。とはいえない。今はやりの正月の箱根駅伝の話ではない。山の神は女性の神であることが知られている。12人の子供を持つとされることから、「山の神」は12月12日、1月12日等12のつく日に行われ、東北では山仕事を休む風習が続いている。家庭の奥さんのことを古くから山の神と言う習わしがあり、崇め奉らないとダメとされ、「山の神様に怒られた」との表現も使われる。山の神様を省略したものが「カミサン」の語源とも言われる。なるほど、ザ・TOUHOKEU。